

労働基準法施行規則第 35 条専門検討会の検討の経過

1 過去の開催状況

- (1) 昭和 53 年 12 月に「労働基準法施行規則第 35 条定期検討のための専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置し、平成 11 年度までに 26 回開催。平成 12 年度以降「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会」（以下「専門検討会」という。）を開催している。
- (2) 専門委員会又は専門検討会の検討結果に基づいて行われた例示疾病の追加
- ア 昭和 55 年に IL0121 号条約が改正されたことを受け、「労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 8 号の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する疾病を定める告示（昭和 56 年 2 月 2 日労働省告示第 7 号）」により、「超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患」を追加
- イ 昭和 59 年 3 月に労働省労働基準局長が設置した「クロム障害に関する専門家会議」から「クロム化合物による健康障害に関する検討結果報告書」が提出されたことに伴い、「亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん」を告示 7 号に追加（昭和 59 年 11 月 12 日）
- ウ 昭和 63 年 2 月に、ジアニジン製造工場での労災認定事例が発生したのを受け、「ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍」を告示 7 号に追加（昭和 63 年 12 月 3 日）
- エ 平成 8 年 3 月に、昭和 53 年の改正以降相当期間を経過していることを受け、「労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病を定める告示」の全面改正（平成 8 年 3 月 29 日労働省告示第 33 号）
- オ 平成 20～21 年度の専門検討会で、以下の個別症例等検討会において業務と疾病の間に因果関係が認められた疾病等について、労働基準法施行規則別表第 1 の 2 に追加（一部修正）（平成 22 年 5 月 7 日）
- ・ 電離放射線による多発性骨髄腫
 - ・ 電離放射線による悪性リンパ腫（非ホジキンリンパ腫に限る。）
 - ・ 塩化ビニルによる肝細胞がん
 - ・ 石綿によるびまん性胸膜肥厚
 - ・ 石綿による良性石綿胸水
 - ・ 過重負荷による脳・心臓疾患
 - ・ 心理的負荷による精神障害
 - ・ 3号4（上肢障害関係）について、対象業務と対象疾病の修正
 - ・ 6号1（伝染性疾患関係）について、対象業務（介護）の追加
- カ 平成 25 年の専門検討会においては、以下の個別症例等検討会において業務と疾病の間に因果関係が認められた疾病及び化学物質分科会において検討及び報告のあった疾病等について、労働基準法施行規則別表第 1 の 2 に追加（平成 25 年 10 月 1 日）
- ・ テレピン油による皮膚疾患
 - ・ ベリリウム及びその化合物による肺がん
 - ・ 1,2-ジクロロプロパン及びジクロロメタンによる胆管がん
 - ・ 化学物質分科会より報告されたアジ化ナトリウム等の 17 の化学物質等（告示

への追加)

キ 平成 30 年の専門検討会においては「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」において業務と疾病の間に因果関係が認められた、「オルトトルイジンによる膀胱がん」について、労働基準法施行規則別表第 1 の 2 に追加（平成 31 年 4 月 10 日）

2 前回の専門検討会（平成 30 年度）における指摘等

行政当局において情報収集した化学物質による新たな疾病について、化学物質による疾病に関する分科会を設置して速やかに検討に着手するとともに、製造業をはじめとした各事業場では、常に新たな化学物質が使用される可能性があることを踏まえ、行政当局においては引き続き情報収集に努め、同分科会の中で新たな化学物質による疾病について幅広く検討することを望むとされた。